

小城市 都市計画

小城市では、「小城都市計画区域」(小城市全域)が指定されています。

また、小城都市計画区域は、市街化区域や市街化調整区域の区域区分が定められていないため、非線引き区域と呼ばれています。用途地域は指定していません。

○建ぺい、容積率

対象地区 (字名)	建 ぺ い 率	容 積 率
《小城町》字上町、字中町、字下町、字蛭子町、字北小路、字新小路、字東小路、《小城町松尾》字清水、《牛津町牛津》字牛津一、字牛津二、《牛津町柿樋瀬》字江5角、字江6角、《三日月町久米》字甘木二本1、2、8、9	70	200
高速道路より北	60	100
上記以外	60	200

○道路斜線 1.5

○隣地斜線 20m+1.25

○建築基準法第 22 条区域 小城町、三日月町、牛津町の一部

※詳細は、ホームページをご覧ください。

ホームページは、**建築確認**で検索を！



小城市 建設部 都市計画課
佐賀県小城市三日月町長神田 2312-2
電話番号: 0952-37-6121
FAX 番号: 0952-37-6165
<http://www.city.ogi.lg.jp/>



小城市 都市計画・建築確認・開発行為

開発等に関する部署			
業務	担当課	場所	TEL
都市計画、開発行為、建築確認	都市計画課	東館 南 1階	37-6121
市道、水路占用申請等	建設課	東館 南 1階	37-6120
農業振興地域整備計画の変更等	農林水産課	東館 北 1階	37-6125
農地転用	農業委員会事務局	東館 2階	37-6126
下水道	下水道課	東館 2階 南	37-6122
文化財	文化課	桜城館 2 階	71-1132
水道(小城町、三日月一部)	水道課	小城市まちなか 市民交流プラザ 1階	73-8804
水道(三日月一部、牛津、芦刈)	佐賀西部 広域水道 企業団	佐賀市久 保田町大 字徳万 1869	68-3181 (代表番号)

※TELの市外局番は、「0952」です。

建築確認申請

都市計画区域内において、建築物を新築、増築、改築又は移転などをするとき、建築基準法により工事の着工前に建築確認申請書を提出し、確認済書の交付を受けなければなりません。

佐賀土木事務所に提出する際は、建築確認申請書(市提出用)に付属調書を添付して、市都市計画課まで1部提出を行ってください。

《建築確認申請が必要な区域》

小城市全域(新築、増築、改築、移転する建築物)

※床面積の合計が10㎡以内の増築、改築、移転は不要になる場合がありますが、詳細は佐賀土木事務所建築課まで相談してください。

《提出書類》1部

・建築確認付属調書

※付属調書は、ホームページよりダウンロードできます。

・確認申請書 第1面～第6面

・付近見取図、字図、配置図(排水経路(雑排水・雨水)・接道を記入してください)、平面図、立面図、求積図

【小城本町通りの建築協定区域内】

・建設計画承諾申請書(写し)及び建設計画承諾書(写し)

《提出先》

・小城市 都市計画課

《建築基準法上の道路種別の確認》

道路の接道要件は、建築物を建てる上で大変重要です。建築基準法上の道路種別については、佐賀土木事務所建築課に相談をお願いします。市道、里道、開発道路、位置指定道路など道路の種別については、以下の部署で確認できます。

道路種別	担当	連絡先
市道・里道	小城市 建設課	37-6120
開発道路	佐賀土木事務所管理課	24-4346
位置指定道路	佐賀土木事務所建築課	24-4369

※TELの市外局番は、「0952」です。

【佐賀土木事務所 建築課】住所:佐賀市八戸2-2-67
電話:0952-24-4369、Fax:0952-29-8697

開発行為

○小城市開発行為協議書

都市計画区域内で1,000㎡以上3,000㎡未満の開発を行う場合は、小城市開発行為に関する指導要綱に基づく協議が必要です。

《提出書類》正1部

・開発行為協議書 様式1

※様式は、ホームページよりダウンロードできます。

・開発区域登記事項証明書(写し可)

・排水同意書(区長・生産組合長)(任意様式)

・開発区域位置図

・不動産登記法第14条第1項の図面(公図)

・現況図

・土地利用計画図

・造成計画平面図

・排水、給水施設計画図

・求積図

【必要に応じて】

・開発行為施行同意書(地権者と開発事業者が異なる場合)

※様式は、ホームページよりダウンロードできます。

・委任状(設計・協議書提出等委任した場合)(任意様式)

・新旧公共施設一覧

・道路計画図

・造成計画断面図

・擁壁・がけの断面図

《提出先》

・小城市 都市計画課

○都市計画法に基づく開発行為許可申請

都市計画区域内で3,000㎡以上の開発を行う場合は、市の副申を添付後、県への申請が必要です。

申請書類については、県へご相談ください。

・3,000㎡以上～10,000㎡未満の場合

【佐賀土木事務所 管理課】住所:佐賀市八戸2-2-67

電話:0952-24-4346、Fax:0952-29-8697

・10,000㎡以上の場合

【佐賀県 まちづくり課】住所:佐賀市城内1-1-59

電話:0952-25-7158、Fax:0952-25-7314

中高層建築物等の建築に関する届出

小城市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に該当する対象建築物を建築する場合は、事前に標識の設置、近隣住民等への説明及び市への報告が必要となります。

《対象建築物》

・高さが15mを超える建築物または地階を除く階数が4以上の建築物

・高さが15メートルを超える携帯電話の電波塔

《手続き》

事前協議・相談→標識の設置→標識設置報告書の提出→近隣住民等への説明→事前説明等報告書の提出→市へ建築確認申請書の提出→県等へ建築確認申請書の提出

※事前説明報告書は、標識を設置して15日を経過した日以降で、建築確認申請書を提出しようとする日の30日前までに提出が必要です。詳細は、ホームページをご覧ください。

《提出書類》1部

・標識設置報告書(様式2)、事前説明等報告書(様式4)

《提出先》

・小城市 都市計画課

都市計画法第53条許可申請

都市計画決定された都市計画施設(道路、公園等)の区域または、市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)の施行区域内で建築物の建築を行う場合、都市計画法第53条第1項に基づく許可を受けなければなりません。(平成24年4月1日より許可の権限が市へ移譲)

《提出書類》2部

・許可申請書※様式は、HPよりダウンロードできます。

・位置図、字図、配置図(1/500以上)、2面以上の断面図(1/200以上)、平面図、立面図、承諾書、その他参考となる資料(床面積)

《提出先》

・小城市 都市計画課